

徳島県告示第三百六十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年七月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 一・（ベンゾ「d」「ー・三」ジオキソール・五・イル）・二・（シクロヘキシルアミノ）プロパン・ー・オン（通称 Cypu tylone、N・Cyclohexylmeth y l one）及びその塩類

2 化学名 ニ・ハニ・「（四・エトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・ーH・ベンゾ「d」イミダゾール・ー・イルヰ・N・エチルエタン・ー・アミン（通称 N・Desethyl eton ita zen e）及びその塩類

3 化学名 （ハR）・六・アリル・N・N・ジエチル・ー・（チオフェン・二・カルボニル）・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 ーT・AL・LAD）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年七月十一日